

平成31・32年度小松市競争入札参加資格審査申請書(物品購入)の提出要領

1. 提出資格

次に掲げるすべてに該当する者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者。
- (2) 資格審査申請書の提出までに納期限の到来した市税、県税及び国税（提出書類参照）を完納している者。
- (3) ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「反社会的勢力」という。）であると認められる者でないこと。
②反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力関係者を利用していると認められる者でないこと。
④役員等が、反社会的勢力関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
⑤役員等が反社会的勢力関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

2. 提出場所と日時

受付期間・・・平成31年1月7日～平成31年1月31日（土・日・祝日を除く） 期間後随時受付可

受付時間・・・午前9時～正午、午後1時～午後5時

受付場所・・・小松市役所 行政管理部 管財総務課(高層棟4階)

3. 提出方法

郵送又は持参 (〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課)

4. 有効期間

平成31年4月1日～平成33年3月31日の2年間（県外企業の有効期間）

※尚、市内及び県内企業で申請される方は平成31年4月1日～平成32年3月31日の1年間になります。

※平成31年1月31日以降の随時受付分については、有効期間が平成31年4月1日以降からの日付になる場合があります。

5. 提出書類

番号	提出書類	説明
①	競争入札参加資格審査申請書(物品購入)	・申請人は、貴社の本社又は営業所等で本市と契約窓口になる方
②	使用印鑑届	・本市と契約窓口になる方（営業所等に取引等を委任している場合は営業所等名）で見積、契約、請求書等の際に使用する印鑑を届出してください。
③	委任状	・本店、営業所等間で取引等の権限を営業所等に委任している場合は提出してください。
④	財務諸表	・貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出してください。法人は、決算報告書又は事業報告書。個人事業者にあつては、白色申告の方は確定申告書収支内訳書(一般用)の写し(用紙サイズはA4)を、青色申告の方は青色申告決算書(一般用)【損益計算書、貸借対照表】の写し(用紙サイズはA4)を提出して下さい。
⑤	誓約書 (小松市暴力団排除条例関係)	・代表者印を押印してください。 (支店長、営業所長等による記名押印は認めません。)
⑥	納税証明書(コピー可) <1ヶ月以内有効>	・※1 市内業者は市・県・国税、※2 県内業者は県・国税、県外業者は国税の滞納額のないことの証明書を提出してください。(1ヶ月以内有効) ※1 市内業者には、県外又は県内に本社はあるが市内に営業所等を置き、その営業所等が本市と契約窓口になる方も含まれます。 ※2 県内業者には、県外に本社はあるが県内に営業所等を置き、その営業所等が本市と契約窓口になる方も含まれます。 (市税：完納証明 小松市役所税務課発行) (県税：第2号の3様式 石川県税事務所発行) (国税：税務署発行) 法人の場合 <u>その3の3様式</u> 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用 個人の場合 <u>その3の2様式</u> 「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用
⑦	役員等名簿 (小松市暴力団排除条例関係)	・代表者印を押印してください。 (支店長、営業所長等による記名・押印は認めません。) ※取引等の権限を営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者も記載してください。 ・申請後、役員等に変更があったときは、変更となった役員について提出してください。
⑧	資格決定通知書送付用封筒	・封筒サイズ長3以内に、82円切手を貼付し、宛名を記入してください。
⑨	資格申請内容変更届出書	・商号又は名称、代表者氏名、委任者氏名、本店・支店の住所等の変更が生じたときに提出してください。

6. その他

- ① 申請書提出時は、製本しないでクリップ止めで提出してください。
- ② 所定の用紙は管財総務課にも用意してあります。
- ③ 記載要領等について不明な点は、管財総務課までお問い合わせください。

電話：(代表)0761-22-4111(内線)3457・(直通)0761-24-8023・(FAX 0761-24-8170)